

大気汚染防止法等届出の手引き

令和5年4月

宮崎県環境森林部環境管理課

目 次

第1章 大気汚染防止法	1
1 大気汚染防止法の概要	3
2 定 義	3
第2章 ばい煙発生施設	9
1 ばい煙発生施設と設置者等の義務	11
2 届出の方法	15
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提 出 先	
(4) 届出書提出後の注意	
3 排出基準の遵守	18
(1) ばい煙量等の測定	
(2) 硫黄酸化物の排出基準	
(3) ばいじん及び窒素酸化物の排出基準	
(4) 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準	
第3章 揮発性有機化合物排出施設	39
1 揮発性有機化合物排出施設と設置者等の義務	41
2 届出の方法	43
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提 出 先	
(4) 届出書提出後の注意	
3 排出基準の遵守	46

第4章 一般粉じん発生施設	49
1 一般粉じん発生施設と設置者等の義務	51
2 届出の方法	53
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提出先	
(4) 届出書提出後の注意	
3 構造等基準の遵守	55
第5章 水銀排出施設	57
1 水銀排出施設と設置者等の義務	59
2 届出の方法	60
(1) 届出の種類	
(2) 届出書の作成要領	
(3) 提出先	
(4) 届出書提出後の注意	
3 排出基準の遵守	63
第6章 その他の規制	65
1 特定粉じん排出等作業	67
2 指定物質抑制基準	74
第7章 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の概要	78
1 特定施設と設置者等の義務	78
2 届出の方法	78
3 基準の遵守	78

第8章 届出書等の記載例	82
1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第1）	86
ばい煙発生施設の構造（別紙1）	88
ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2）	90
ばい煙の処理の方法（別紙3）	92
2) 一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第3）	94
一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに	
使用及び管理の方法（別紙2）	96
3) 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書（様式第3の6）	98
水銀排出施設の構造（別紙1）	100
水銀排出施設の使用の方法（別紙2）	102
水銀等の処理の方法（別紙3）	104
4) 工事実施制限の期間短縮願	106